

平成 27 年 10 月

協和会計グループ

東京都千代田区神田神保町3-23-2

TEL03-6261-4172(代表) FAX03-3237-4171

E-mail: tax@cpakyowa.or.jp

U R L: http://www.cpakyowa.or.jp/

今回のテーマは、マイナンバー（個人番号）制度です。平成 27 年 10 月より、いよいよ個人番号の通知が開始されます。しかし制度の内容については、あまり知られていないのが現状のようです。そこで、事業者のみなさまが留意すべき点や今後求められる対応について簡単にご説明します。

I. マイナンバー制度

1. 個人番号

マイナンバー制度では通知カードにより住民票を有する全ての方に 12 桁の個人番号が通知されます。

この個人番号は、以下の 3 つの行政手続に限定して利用されることとされており、それ以外の目的に利用することは一切できません。

社会
保障

税

災害
対策

2. 通知カード

平成 27 年 10 月以降、住民票の住所地に個人番号の通知カードが簡易書留で郵送されます。

この際、実際の住所地と住民票の住所地が異なる場合には、住民票の住所地を変更する必要があります。なお、通知カードの転送はされません。

このカードは従業員から個人番号を収集する際に必要となります。事業者は従業員に対して、通知カードを必ず受け取り、大切に保管するよう事前に周知してください。

重要



※通知カードのイメージ

3. 個人番号カード

通知カードにより個人番号が通知された後に、市区町村に申請することにより平成 28 年 1 月以降、個人番号カードの交付を受けることができます。

個人番号カードは、表面に本人の写真と氏名・住所・生年月日・性別などが表示され、裏面に個人番号が表示されます。

なお、個人番号カードの IC チップには、税や年金の情報などのプライバシー性の高い情報は記録されませんので、それらの情報はカードから判明しません。



※個人番号カードのイメージ

II. 事業者の個人番号の取扱い

事業者は、従業員の社会保険の手続きや税務などの手続きを担っているため、平成 28 年 1 月のマイナンバー制度の開始とともに順次行政機関などに提出する書類に従業員の個人番号の記載が求められていくこととなります。

そこで、マイナンバー制度に対応するため、前もって従業員などから個人番号を収集しておく必要があります。

主に以下の手続きで個人番号の記載が必要となります。

＜個人番号を利用する主な手続き＞

社会保障分野	
・健康保険・厚生年金被保険者資格取得届	
・雇用保険被保険者資格取得届	etc
税分野	
・給与所得の源泉徴収票	
・退職所得の源泉徴収票	
・報酬、料金、契約金および賞金の支払調書	
・不動産の使用料等の支払調書	etc

また、個人番号の主な収集対象者は以下のとおりです。

＜個人番号の主な収集対象者＞

・従業員とその扶養親族
・税理士、社会保険労務士などの専門家
・事務所の家賃を支払う場合の賃貸人
etc

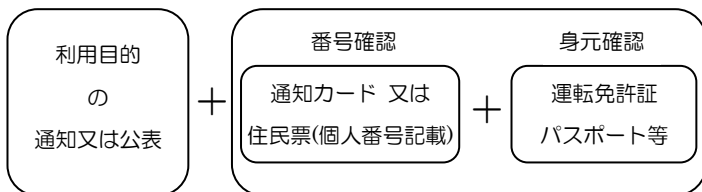
この場合の従業員にはパートやアルバイトも含まれます。税理士等への報酬や地代家賃の支払いがある場合などは収集対象者が外部の者にまで及びことにも注意が必要です。

Ⅲ. 利用目的の通知と本人確認

事業者は個人番号の収集の際、利用目的の明示と本人確認が必要です。本人確認は番号確認と身元確認をセットで行います。

利用目的の明示

本人確認



なお、本人確認の詳細内容については下記をご参照ください。

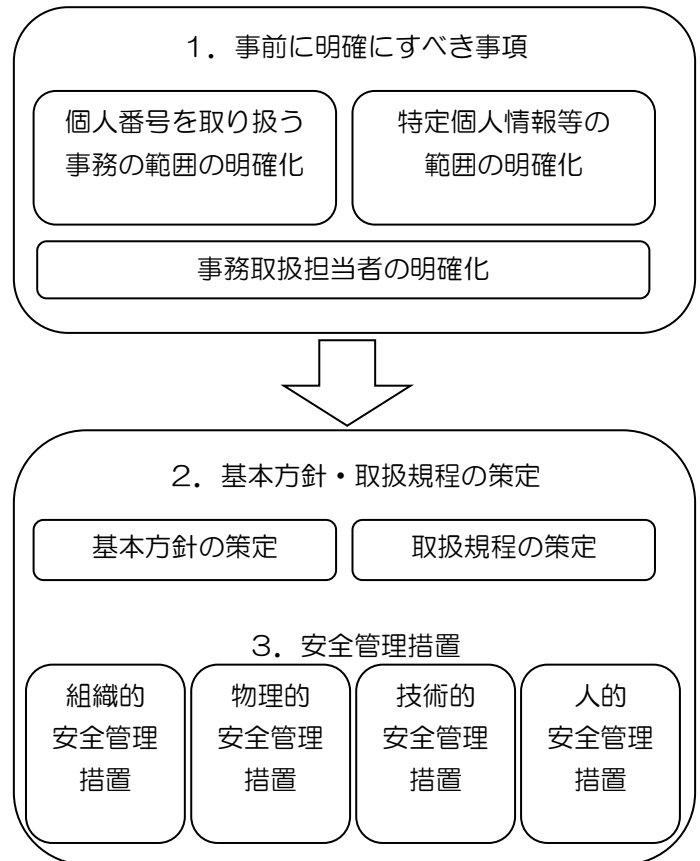
＜国税分野における番号法に基づく本人確認方法＞

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/kokuzei_kakunin.pdf

Ⅳ. 情報漏えいの防止

マイナンバー制度では、事業者に対して特定個人情報の漏えいを防止するための措置が求められており、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」において指針が示されています。

ガイドラインの概略は次のとおりです。



V. 参考

＜社会保障・税番号制度 FAQ＞

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/faq/>

＜特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン＞

<http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

＜国税の番号制度に関する情報＞

<https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/jyoho.htm>

＜マイナンバーに関するコールセンター＞

0570-20-0178（平日9時30分～17時30分）

協和監査法人	税理士法人 協和会計事務所
金融商品取引法、会社法、学校法人、財団・社団法人、労働組合等の監査業務を始め、株式公開支援、各種調査など一企業経営に関するビジネスアドバイザーサービスを提供します。	税務・会計のスペシャリストとして、法人・個人のクライアントに対する各種税務申告、タックス・マネジメント、経営分析、事業継対策等をサポートします。